

平成 25 年 4 月 23 日

各位

会 社 名 日本電産株式会社
代表者名 代表取締役社長 永守 重信
取 引 所 東証一部・大証一部 (6594)
NYSE (NJ)
問合せ先 取締役専務執行役員 吉松 加雄
電話番号 075-935-6150

会 社 名 日本電産トーソク株式会社
代表者名 代表取締役社長 村田 薫
取 引 所 東証一部 (7728)
問合せ先 取締役常務執行役員 横山 徹
電話番号 046-252-3110

日本電産株式会社による日本電産トーソク株式会社の完全子会社化に
関する株式交換契約締結に関するお知らせ

日本電産株式会社（以下、「日本電産」といいます。）及び日本電産トーソク株式会社（以下、「日本電産トーソク」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、日本電産が日本電産トーソクを完全子会社とするための株式交換（以下、「本件株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日両社間で株式交換契約（以下、「本件株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件株式交換は、日本電産については会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、日本電産トーソクについては平成 25 年 6 月 20 日に開催予定の日本電産トーソクの定時株主総会において承認を受けたうえで、平成 25 年 10 月 1 日を本件株式交換の効力発生日（以下、「本件株式交換効力発生日」といいます。）として行う予定です。なお、本件株式交換効力発生日に先立ち、日本電産トーソクの株式は東京証券取引所において平成 25 年 9 月 26 日付けで上場廃止（最終売買日は平成 25 年 9 月 25 日）となる予定です。

記

1. 本件株式交換による完全子会社化の目的

日本電産は、1973 年の創業以来、「省エネ・長寿命・低騒音」という特性を持つブラシレス DC モーターを中心に、事業を展開してきました。同時に、積極的な M&A を実行し、「世界 No. 1 の総合モーターメーカー」を目指し、精密小型モーターから超大型の産業システム向けのモーターまで、モーターラインナップを拡充するとともに、応用製品である機器装置や電子光学部品などへ製品領域を拡大し、情報通信機器、OA 分野にとどまらず、家電製品、自動車、産業機器など幅広く事業を展開してまいりました。

一方、日本電産トーソクは、1949 年の創業以来、超精密加工・測定技術及び制御技術をベースに、自動車の CVT（無段自動変速機）用コントロールバルブなどの自動車関連部品事業や計測機器事業を

展開してきました。また、1997年には、効率的な経営体制の確立を目指し、日本電産のグループ企業となり、日本電産と共通の基本理念のもと、企業価値の向上に努めてまいりました。

このように、日本電産と日本電産トーソクは既にグループ企業として経営戦略を共有し、昨年10月には「新中期戦略目標」を発表し、連結営業利益率15%の達成などを目標に、グループの総力を上げた活動を展開しています。しかしながら、日本電産グループを取り巻く経営環境は、急激に変化しており、パーソナルコンピュータ関連、デジタルカメラ関連、液晶パネル製造装置関連等の主力製品が昨年度後半に急激かつ大幅な需要減少に見舞われ、収益構造改革を断行致しました。このような状況において、車載事業分野で事業が重複する日本電産及び日本電産トーソクは、日本電産が日本電産トーソクを完全子会社化することにより、一層の効率的、かつ、迅速な意思決定に基づくグループ経営を実現し、日本電産トーソクが日本電産とのシナジーをより有効に活用出来るようになることで、新中期戦略目標の実現に向けた取り組みを加速していくことが、日本電産トーソクの企業価値拡大のみならず日本電産グループの企業価値拡大のために不可欠であるとの結論に至りました。

2. 本件株式交換の要旨

(1) 本件株式交換の日程

平成25年4月23日(火) : 本件株式交換承認取締役会(両社)

平成25年4月23日(火) : 本件株式交換契約締結

平成25年6月20日(木)(予定) : 本件株式交換承認定時株主総会(日本電産トーソク)

平成25年9月25日(水)(予定) : 最終売買日(日本電産トーソク)

平成25年9月26日(木)(予定) : 上場廃止日(日本電産トーソク)

平成25年10月1日(火)(予定) : 本件株式交換効力発生日

(注) 1. 日本電産は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。

2. 本件株式交換効力発生日は、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本件株式交換の方式

日本電産を株式交換完全親会社、日本電産トーソクを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本件株式交換は、日本電産については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、日本電産トーソクについては平成25年6月20日開催予定の定時株主総会において承認を受けたうえで、平成25年10月1日を効力発生日とする予定です。

(3) 本件株式交換に係る割当ての内容

会社名	日本電産株式会社 (株式交換完全親会社)	日本電産トーソク株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.124

(注) 1. 株式の割当比率

日本電産トーソクの株式1株に対して、日本電産の株式0.124株を割当て交付します。但し、日本電産が保有する日本電産トーソク株式(平成25年3月31日現在27,648,000株)については、本件株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

2. 本件株式交換により交付する日本電産の株式数

日本電産は、本件株式交換により 1,312,016 株(予定)を割当て交付いたしますが、交付する株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行を行わない予定です。

なお、日本電産トーソクは本件株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、その保有する全ての自己株式(本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取によって取得する自己株式を含みます。)を消却する予定です。

本件株式交換によって割当て交付する株式数については、日本電産トーソクによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本件株式交換に伴い、日本電産の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。平成25年3月末日時点の日本電産トーソクの株主名簿を基準にした場合、日本電産トーソクの全株主の6割程度(同日現在の総株主数に対する割合です。)の皆様が日本電産の単元未満株式のみを保有することとなる可能性があります。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。日本電産の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、会社法第192条第1項の規定に基づき、日本電産に対しご所有の単元未満株式の買取を請求することができます。

4. 1株に満たない端数の取扱い

本件株式交換に伴い、日本電産の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる日本電産トーソクの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。

- (4) 本件株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

3. 本件株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎及び経緯

上記2.(3)「本件株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率(以下、「本件株式交換比率」といいます。)については、その公正性・妥当性を確保するため、日本電産はアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社(以下、「E&Y TAS」といいます。)を、日本電産トーソクは株式会社 KPMG FAS(以下、「KPMG FAS」といいます。)を、それぞれ株式交換比率の第三者算定機関として選定しました。

E&Y TAS は、日本電産及び日本電産トーソクについて、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF 法」といいます。)及び類似会社比準法を採用して算定を行いました。なお、市場株価法については、平成25年4月22日を評価基準日とし、一時的な株価変

動等の要素をできるだけ排除しつつ可能な限り最近の情報が反映された株価を採用するために、日本電産及び日本電産トーソクの業績修正発表を行った平成 25 年 1 月 24 日の翌日から基準日までを採用期間としています。また、E&Y TAS が DCF 法の算定において前提とした利益計画（株式交換によるシナジー効果を含む）について、日本電産では、平成 24 年度に断行致しました収益構造改革の効果などによる増益を見込んでおり、日本電産トーソクでは、2014 年 3 月期において新製品の量産開始により第 4 四半期には過去最高レベルの売上に戻る見込みであることによる増益を見込んでおります。

E&Y TAS が各評価手法に基づき算定した株式交換比率の算定レンジ（日本電産トーソクの普通株式 1 株に割当てられる日本電産の普通株式）は以下のとおりです。

評価手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.100～0.137
DCF 法	0.082～0.124
類似会社比準法	0.090～0.138

E&Y TASは、本件株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、KPMG FAS は、日本電産トーソク及び日本電産について、日本電産トーソクが東京証券取引所に、日本電産が東京証券取引所、大阪証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場しており、市場株価が存在していることから、株式市価法（平成 25 年 4 月 22 日を算定基準日とし、一時的な株価変動等の要素をできるだけ排除しつつ可能な限り最近の情報が反映された株価を採用するために、日本電産トーソク及び日本電産の業績修正発表のあった平成 25 年 1 月 24 日の翌日から基準日までを採用期間としています。）による評価を行いました。また、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF 法による評価を行いました。なお、KPMG FAS が DCF 法の算定において前提とした利益計画（株式交換によるシナジー効果を含む）について、日本電産では、平成 24 年度に断行致しました収益構造改革の効果などによる増益を見込んでおり、日本電産トーソクでは、2014 年 3 月期において新製品の量産開始により第 4 四半期には過去最高レベルの売上に戻る見込みであることによる増益を見込んでおります。

KPMG FAS が各評価手法に基づき算定した株式交換比率の算定レンジ（日本電産トーソクの普通株式 1 株に割当てられる日本電産の普通株式）は以下のとおりです。

評価手法	株式交換比率の算定レンジ
株式市価法	0.100 ～ 0.137
DCF 法	0.099 ～ 0.145

KPMG FASは、本件株式交換比率の算定に際して両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、かつ、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMG FASに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、KPMG FASは、両社とその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

KPMG FASによる株式交換比率の算定は、平成25年4月22日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、KPMG FASは、下記3.(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、日本電産トーソクの取締役会からの依頼に基づき、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本件株式交換比率が、日本電産トーソクの支配株主等（東京証券取引所所有価証券上場規程441条の2及び同施行規則第436条の3にいう「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます。以下同じ。）を除く、日本電産トーソクの株主にとって財務的見地から妥当である旨の平成25年4月22日付けの意見書（フェアネス・オピニオン）を日本電産トーソクの取締役会に提出しております。

これらの算定結果を踏まえ、両社で真摯に交渉・協議した結果、最終的に本件株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意しました。

(2) 算定機関との関係

E&Y TAS 及び KPMG FAS はいずれも、日本電産及び日本電産トーソクからは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本件株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本件株式交換により、その効力発生日である平成25年10月1日をもって日本電産トーソクは日本電産の完全子会社となり、完全子会社となる日本電産トーソクの株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て平成25年9月26日に上場廃止（最終売買日は平成25年9月25日）となる予定です。

上場廃止後は、東京証券取引所において日本電産トーソクの株式を取引することはできなくなりますが、日本電産を除く日本電産トーソクの株主に対しては、本件株式交換契約に従い、上記2.(3)「本件株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、日本電産の株式が割り当てられます。

本件株式交換の目的は、上記1.「本件株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおりであり、日本電産トーソクの上場廃止そのものを目的とするものではありませんが、結果として、日本電産トーソクの株式は上場廃止となる予定です。本件株式交換により日本電産トーソクの株主に割当てられる日本電産の株式は、東京証券取引所、大阪証券取引所及びニューヨーク証券取

引所に上場されており、本件株式交換後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、日本電産トーソク株式を807株以上保有し、本件株式交換により日本電産の単元株式数である100株以上の日本電産の株式の割当てを受ける株主に対しては、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所、大阪証券取引所及びニューヨーク証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えています。

807株未満の日本電産トーソクの株式を保有する株主には、日本電産の単元株式数である100株に満たない日本電産の株式が割り当てられます。これらの単元未満株式については、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、上記2.(3)(注)3.「単元未満株式の取扱い」記載のとおり、日本電産に対しご所有の単元未満株式の買取を請求することができます。また、本件株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2.(3)(注)4.「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

(注)東京証券取引所と大阪証券取引所は、平成25年1月30日に、同年7月16日に現物市場を統合する予定である旨を発表しています。

(4) 公正性を担保するための措置

本件株式交換においては、日本電産は既に日本電産トーソクの発行済株式総数の71.81%を所有していることから、公正性を担保する必要があると判断しました。

そのため、本件株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、日本電産は、本件株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるE&Y TASに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として日本電産トーソクとの間で真摯に交渉・協議を行い、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことを、平成25年4月23日開催の取締役会で決議しました。

なお、日本電産は、E&Y TASから本件株式交換比率に係る算定書は取得しておりますが、本件株式交換比率が日本電産にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

一方、日本電産トーソクは、本件株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本件株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるKPMG FASに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として日本電産との間で真摯に交渉・協議を行い、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことを、平成25年4月23日開催の取締役会で決議しました。

また、日本電産トーソクの取締役会は、平成25年4月22日付けでKPMG FASより、上記3.(1)に記載の一定の前提及び留保事項を条件として、本件株式交換比率が、日本電産トーソクの支配株主等を除く、日本電産トーソクの株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を受領しています。

さらに、日本電産は、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を、日本電産トーソクは、法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選定し、本件株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

(5) 利益相反を回避するための措置

日本電産の代表取締役社長である永守重信氏及び取締役副社長執行役員である佐藤明氏は日本電産トーソクの取締役に就任しております。また、日本電産の常勤監査役である成宮治氏およ

び常務執行役員である井上哲夫氏は、いずれも日本電産トーソクの監査役に就任しております。この兼任状況を踏まえ、利益相反回避の観点から、永守重信氏及び佐藤明氏の2氏は、日本電産及び日本電産トーソクの取締役会における本件株式交換に関する議案に係る審議及び決議には参加せず、本件株式交換に係る協議・交渉には参加していません。また、成宮治氏は、日本電産の取締役会における本件株式交換に関する議案の審議には参加せず、また何等の意見表明も行っておらず、加えて成宮治氏及び井上哲夫氏の2氏は、日本電産トーソクの取締役会における本件株式交換に関する議案の審議には参加せず、また何等の意見表明も行っておりません。

さらに、日本電産トーソクの取締役会において、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、日本電産と利害関係を有しない社外監査役が本件株式交換契約の締結について異議がない旨の意見を表明しております。

4. 本件株式交換の当事会社の概要（平成25年3月31日現在）

(1) 名称	日本電産株式会社 (株式交換完全親会社)	日本電産トーソク株式会社 (株式交換完全子会社)
(2) 事業内容	精密小型モータ、車載及び家電・商業・産業用製品、機器装置、電子・光学部品の開発・製造販売	自動車部品、計測機器の開発・製造販売
(3) 設立年月日	昭和48年7月23日	昭和24年4月1日
(4) 本店所在地	京都市南区久世殿城町338番地	神奈川県座間市相武台二丁目215番地
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 永守 重信	代表取締役社長 村田 薫
(6) 資本金	66,551百万円	5,087百万円
(7) 発行済株式総数	145,075,080株	38,500,466株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	104,497名(連結)	5,761名(連結)
(10) 主要取引先	シーガイテック・テクノロジー、ウェスタン・デジタル、HGST、東芝、パナソニック	ジャイトコ(株)、富士重工業(株)、(株)デンソー、DELPHI DIESEL SYSTEMS
(11) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行、京都銀行	横浜銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率	1. 永守 重信 8.39% 2. STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店) 5.34% 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 5.13% 4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5.04% 5. 株式会社京都銀行 4.13% 6. 株式会社エス・エヌ興産 3.79% 7. 第一生命保険株式会社 2.73% 8. 株式会社三菱東京UFJ銀行 2.42%	1. 日本電産株式会社 71.81% 2. 永守 重信 3.38% 3. 木村 信一 1.23% 4. 株式会社京都銀行 1.04% 5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 1.00% 6. 日本生命保険相互会社 0.78% 6. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 0.78% 8. GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 0.76%

	9. 日本生命保険相互会社 2.32% 10. 明治安田生命保険相互会社 2.20%	9. 株式会社損害保険ジャパン 0.65% 10. CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券 株式会社) 0.62%
(13) 当事会社の関係	資本関係	日本電産は日本電産トーソクの発行済株式総数の71.81%を保有しています。また、日本電産トーソクは日本電産の発行済株式総数の0.04%を保有しています。
	人的関係	日本電産の取締役2名、監査役1名及び執行役員1名は、日本電産トーソクの取締役2名及び監査役2名を兼任しております。
	取引関係	キャッシュ・マネジメント・システム基本契約に基づく資金取引を行っております。
	関連当事者への該当状況	日本電産トーソクは日本電産の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円)

(連結)	日本電産株式会社 (株式交換完全親会社) (連結、米国基準)			日本電産トーソク株式会社 (株式交換完全子会社) (連結、日本基準)		
	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期
純資産	410,506	425,611	453,467	25,711	27,536	28,583
総資産	748,205	800,401	1,004,852	36,682	38,035	43,566
1株当たり純資産 (円)	2,565.32	2,705.32	3,085.07	541.87	575.78	599.74
売上高	675,988	682,320	709,270	29,946	33,508	31,280
営業利益	92,869	73,070	17,627	4,009	3,140	1,715
経常利益	-	-	-	4,033	3,087	1,974
当期純利益	52,333	40,731	7,998	2,366	1,844	1,091
1株当たり当期純利益 (円)	375.91	296.25	59.37	61.49	47.94	28.49
1株当たり配当金 (円)	85.00	90.00	85.00	20.50	18.00	16.00

(注) 日本電産は、米国基準に基づき連結財務諸表を作成しており、下記の表示としております。

- ・「純資産」は、「株主資本」と「非支配持分」の合計を表示しております。
- ・「1株当たり純資産」は、「1株当たり株主資本」を表示しております。
- ・「経常利益」は、該当する項目がないため表示を省略しております。
- ・「当期純利益」及び「1株当たり当期純利益」は、「当社株主に帰属する当期純利益」及び「1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」を表示しております。
- ・米国会計基準に基づき、FASB Accounting Standards Codification™ (ASC) 205-20「財務諸表の表示—廃止

事業(Presentation of Financial Statements-Discontinued Operations)」に従って、非継続事業に関し、過年度の連結財務情報を一部組替再表示しております。

5. 本件株式交換後の状況

本件株式交換後の日本電産の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、につき、上記4.「本件株式交換の当事会社の概要」に記載の内容から変更はありません。

なお、本件株式交換後の日本電産の純資産及び総資産につきましては、現時点で確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本件株式交換は、共通支配下の取引のうち、非支配持分からの追加取得に該当します。日本電産は米国会計基準に基づき資本取引として会計処理を行いますので、追加的なのれんは発生しない見込みです。

7. 今後の見通し

日本電産トーソクは、従来から日本電産の連結対象会社であり、個別・連結ともに本件株式交換実施による今期の業績への大幅な影響は予測しておりません。今後は、両社で業務の一層の効率化とグループ力の結集により、業績の向上を図っていきます。

8. 支配株主との取引等に関する事項

日本電産は日本電産トーソクの発行済株式総数の71.81%を所有していることから、本件株式交換は、日本電産トーソクによる支配株主との取引等に該当します。

日本電産トーソクが、平成24年6月29日に開示したコーポレートガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」として、「当社の親会社は日本電産株式会社であり、社外役員、従業員の出向を受け入れておりますが、当社及び子会社は内部統制に関する基本方針を『ポリシーマニュアル』として制定し、内部統制の有効性の維持と改善を図っております。これにより当社の経営判断は妨げられるものではなく、一定の独立性を確保しております。また、親会社との取引については、他の取引先と同様に市場価格によって、適正に行うこととしております。」と記載しています。

本件株式交換について日本電産トーソクは、上記3.(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、平成25年4月22日付けでKPMG FASから、本件株式交換比率が、日本電産トーソクの支配株主等を除く、日本電産トーソクの株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。

また、上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、日本電産の代表取締役社長を兼務している日本電産トーソクの取締役会長永守重信氏及び日本電産の取締役副社長執行役員を兼務している日本電産トーソクの取締役佐藤明氏は、日本電産トーソクの取締役会における本件株式交換に関する議案に係る審議及び決議には参加せず、本件株式交換に係る協議・交渉には参加しておりません。加えて、日本電産の常勤監査役を兼務している日本電産トーソクの監査役成宮治氏及び日本電産の常務執行役員を兼務している日本電産トーソクの監査役井上哲夫氏は、日本電産トーソクの取締役会における本件株式交換に関する議案の審議には参加せず、また何等の意見表明も行っており

ません。さらに、日本電産トーソクの取締役会において、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、日本電産と利害関係を有しない社外監査役が本件株式交換契約の締結について異議がない旨の意見を表明しております。

かかる対応は、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に適合しているものと考えております。

将来の予測に関する記述

本プレスリリースは、日本電産、日本電産トーソク、両社のグループ会社又は他の当事者の意図、意見、戦略、計画又は期待に関する将来の予測に関する記述が含まれています。この将来の予測に関する記述は、将来の実績又は事象を保証するものではなく、リスク及び不確実性を伴います。計画された取引を成功裏に実行するリスク、計画された取引において期待された利益が実現できないリスク、技術の変化又は特定の技術に関するユーザーの嗜好の変化、必要な規制上の認可取得の可否及びその時期及び経済情勢の変化等を含む様々な要因により、実際の結果が、将来の予測に関する記述の記載と大きく異なる可能性があります。法律上要請される場合を除き、日本電産及び日本電産トーソクのいずれも、ここに記載された将来の予測に関する記述をアップデートする義務を負わず、将来の予測に関する記述で予測された結果が実際の結果と異なる理由を説明する義務も負いません。

以上